

令和7年9月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和7年9月5日（金）午前9時30分より、臼杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が9月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 委員 会長

1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員 5番 亀井 伸一郎 委員
6番 首藤 重雄 委員 7番 城野 幸司 委員 8番 赤嶺 雅也 委員 9番 野上 政憲 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

10番 上野 誠司 委員

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 和田 敬生 次長 首藤 英二 主幹

農林振興課職員

佐藤 圭一 主査

付議議案

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第43号 非農地証明願いについて

議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願いいたします。
議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長をお願いいたします。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局 長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は議席番号10番 上野 誠司委員が欠席となっており、出席委員数は11名となります。
よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告
いたします。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号1番 後藤 聖憲委員と、議席番号2番 竹尾 奈美委員に議事録署名をお願いいたします。

議 長 それでは、議案審議に入ります。
議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 1ページをご覧ください。
議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を
設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
令和7年9月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畑) 26 m² について、菜園として利用するため、所有権を移転するものです。

番号2、(田) 1,157 m² について、耕地拡張のため、所有権を移転するものです。

番号3、(田) 1,214 m² 外1筆 合計1,769 m² について、耕地拡張のため、所有権を移転するものです。

番号4、(田) 717 m² について、耕地拡張のため、所有権を移転するものです。

番号5、(畑) 42 m² について、菜園として利用するため、所有権を移転するものです。

以上3条申請5件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

8月28日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページから4ページにかけて掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請5件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

野上委員 野上より、8月28日に実施しました、議案第41号 農地法3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の実家前の1筆の畑で、これまで草刈等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、これまで譲受人により露地野菜が栽培されています。許可後は水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田で、水稻が作付けされています。許可後も譲受人が水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人のブルーベリー園の隣の1筆の田で、草刈り等により管理されています。許可後は、ブルーベリーの栽培を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の畑については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人の自宅前の1筆の畑で、菜園として利用されています。許可後も同様の管理を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請5件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きます、担当推進委員より報告をお願いします。第1地区の玉田推進委員さん。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。
推進委員 番号1の畑については、売買により所有権を取得するものです。
申請地は譲受人の実家の横にある畑で、草刈りがされています。今後は露地野菜の作付けを行うとのことで、特に問題ないと思われます。

議長 続きまして、第7地区の高橋推進委員さん。

高橋 第7地区、推進委員の高橋です。
推進委員 番号2の田については、売買により所有権を取得するものです。
申請地は1筆の田で、これまで譲受人により露地野菜が栽培されています。許可後は水稻を作付けしたいとのことです。特に問題は無いと思われ
れます。

議長 続きまして、第5地区の大久保推進委員さん。

大久保 第5地区、推進委員の大久保です。
推進委員 番号4の田については、売買により所有権を取得するものです。
申請地は譲受人のブルーベリー園の隣の1筆の田で、草刈り等により管理されています。許可後はブルーベリーの栽培を行うとのことです。
特に問題は無いと思われ
ます。

議長 続きまして、第6地区の伊藤推進委員さん。

伊藤 第6地区、推進委員の伊藤です。
推進委員 番号5の畑について、贈与により所有権を取得するものです。
申請地は譲受人の自宅前の1筆の畑で、菜園として利用されています。許可後も同様の管理を行うとのことです。特に問題はないと思われ

ます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これより議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 5ページをご覧ください。

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和7年9月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次長 6ページをご覧ください。

番号1、(田) 330㎡ 外2筆 合計660㎡ については、所有権を移転し、貸駐車場を整備するものです。農地の区分は3種農地となります。
番号2、(畑) 905㎡ 外3筆 合計2,754㎡ については、所有権を移転し、宅地を造成するものです。農地の区分は3種農地となります。
以上、5条申請2件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェ

ックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次の7ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請2件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

赤 嶺 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を赤嶺が行います。チェックリストと併せて報告します。
委 員 番号1の田については、所有権を取得し、貸駐車場用地として利用するものです。申請地は2筆の田で、草刈り等により管理されています。
 審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断します。

番号2の畑については、所有権を取得し、9区画の宅地分譲用地として利用するものです。申請地は4筆の畑で、一部で露地野菜が栽培されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。
推進委員 番号1の田については、所有権を取得し、貸駐車場用地として利用するものです。
 申請地は2筆の田で、草刈り等により管理されています。周囲は住宅やアパートが建っており、特に周辺の農業に影響はないと思われま

議 長 続きまして、第6地区の伊藤推進委員さん。

伊 藤 第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号2の畑については、所有権を取得し、9区画の宅地分譲用地として利用するものです。

申請地は4筆の畑で、一部で露地野菜が栽培されています。周囲はすべて住宅地や道路になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 質疑がないようですから、これより議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。

本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 — 「全員挙手」 —

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に議案第43号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

次 長 8ページをご覧ください。

議案第43号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和7年9月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 338㎡ の土地については、昭和56年2月に住宅を建築した土地となります。

チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した農地になります。

番号2、(畑) 152㎡ 外1筆 合計168㎡ の土地については、昭和36年頃納屋を建築した土地となります。

チェックリストについては、④の非農地化から20年以上経過した農地になります。

申請地は次の10ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願い2件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第43号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第43号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について事務局より説明をお願いします。

次長 11ページをご覧ください。

議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和7年9月5日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。

佐藤圭 8月受付分の農用地利用集積等促進計画案について、ご説明いたします。
主 幹 2ページ目をご覧ください。中間管理機構を通じた農地の貸し借りについてご説明いたします。
上北地区の田1筆を貸し付けるものです。
3ページをご覧ください。南野津地区の畑5筆を貸し付けるものです。
4ページをご覧ください。中白杵地区の田2筆を貸し付けるものです。以上です。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案は全て終了いたしました。ありがとうございました。